

# 環境省 小型電子機器等リサイクルシステム 構築実証事業の概要

## 1. 趣旨

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という）が平成25年4月より施行されました。国では、小型家電リサイクル法第4条に基づき、使用済小型家電（デジタルカメラ、ゲーム機等）の再資源化等を促進するための環境整備を順次行っているところです。

環境省では、市町村が中心となった使用済小型家電の回収に関する実証事業を行い、その実施を通じて回収体制の構築に必要な事業を行っています。

市町村の回収に係る諸課題を解決するとともに、市町村の回収品目の拡大や回収方法の効率化など回収量の拡大をはかることが必要であることから、諸課題について解決方法の検討を行う実証事業を実施し、効果的に全体回収量を増やし、再資源化量の目標を達成させることを目指します。

## 2. 事業対象範囲

市町村が主体となった使用済小型家電の回収体制を整備する上で必要な物品等の全部又は一部です。具体的な支給対象物品は、ピックアップ回収の選別用コンテナや使用済小型家電の回収ボックスの制作・設置、市民への広報（広告、ごみカレンダーの印刷など）などです。汎用性の高い物品の購入費（パソコン、デジタルカメラ、物置、プロジェクター等）や、中間処理・最終処分に係る費用、市町村が使用済小型家電を請負業者に引き渡すまでに係る作業費、施設整備のための費用、事業者による消費者からの直接回収に係る費用は事業対象外です。

## 資料5-2

### 小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業スケジュール

日程	実施主体	内 容	フロー
平成26年 1月20日	環境省	実証事業公募	環境省⇒市町村
↓			
3月28日	江別市	実証事業申請	江別市⇒環境省
↓			
4月18日	環境省	実証事業認定	環境省⇒江別市
↓			
5月14日	江別市	実証事業事業計画書提出	江別市⇒環境省
↓			
6月	環境省	実証事業入札仕様書作成	仕様書(実証事業マネジメント業務)
↓			
6月17日 ～26日	環境省	実証事業入札告示	環境省⇒応札業者
↓			
7月2日	環境省	入 札	環境省・応札業者
↓			
7月2日	請負業者	実証事業請負業者決定	環境省⇒請負業者
↓			
7月～8月	請負業者	実証事業調整	請負業者⇄江別市
↓			
7月～8月	請負業者	物品等発注	請負業者⇒納入業者
↓			
8月	請負業者	物品等支給	請負業⇒江別市
↓			
8月末～ 平成27年 3月中旬	江別市	実証事業開始	市内6拠点⇒一時保管場所 (直営)
	請負業者	回収品目計測 (28分類毎の重量、個数)	一時保管場所 (毎週)
	認定事業者	回収品目リサイクル	一時保管場所⇒認定事業者 (引渡・売却)
↓			
3月20日	請負業者	実証事業報告書作成・提出	請負業者⇒環境省
↓			
4月	江別市	小型家電回収	

## 江別市小型電子機器等リサイクル事業計画

## 1. 全体計画

## (1) 小型電子機器等の回収対象地域

江別市全域

## (2) 回収する小型電子機器等

- ・小型家電リサイクル法律施行令第1条に定める28項目の小型電子機器等を基本とする。
- ・住民に分かりやすい分別品目とするため「一般消費者が通常生活で用いる電池、コンセントから電力を受けて作動する電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法対象品目を除く。)であって、不要となったもの。」として江別市における小型電子機器等を定義し、住民に周知する。

## (3) 回収量(目標)

- ・江別市で発生する不燃ごみの約1割を占める小型電子機器等をリサイクルする。(回収見込量：約68 t / 年)
- ・このうち、実証事業における回収は、8月～翌年3月の間にて実施する。  
( $68\text{t} \times 8\text{か月} \div 12\text{か月} = \text{約}45.3\text{t}$ )

## (4) 情報セキュリティ体制(個人情報漏えい防止及び盗難防止対策)

- ・個人情報保存された小型電子機器等(携帯電話端末、パーソナルコンピュータ等)については、住民が排出する段階で個人情報等の漏えい防止のために必要な措置(データ消去若しくは物理的な破壊)を徹底するように周知する。
- ・ボックス回収、イベント回収に導入する回収ボックスは、他の地方公共団体において導入実績があり、かつセキュリティ機能(施錠等)が施されているものとし、関係者の確認が容易な場所に設置する。
- ・小型電子機器等の一時保管場所の江別市旧し尿処理場では、保管場所の施錠と、巡回監視を徹底する。
- ・一時保管場所で中間処理業者に小型電子機器等を引き渡した以降の情報セキュリティ体制については、中間処理業者の責任により管理されるものとする。

## 2. 小型電子機器等の回収及び運搬

### (1) ボックス回収

回収方法	江別市が公共施設に設置する回収ボックスに小型電子機器等を市民が直接持ち込む。 回収ボックス内で回収した小型電子機器等は江別市職員が収集し、旧し尿処理場へ運搬する。
回収ボックスの設置場所 (回収拠点)	江別市役所本庁舎（江別市高砂町6番地） 江別市水道庁舎（江別市萩ヶ岡1番地の4） 江別市役所大麻出張所（江別市大麻中町26番地の4） 江別市役所環境事務所（江別市工栄町14番地の3） 野幌鉄南地区センター（江別市東野幌本町62番地の1） 豊幌地区センター（江別市豊幌686番地の10） 計6か所
回収頻度	回収ボックスへの持ち込みは随時（設置先の開館時間内） 回収ボックス内の小型電子機器等は週2回程度（ただし、設置先から依頼があった場合は都度）。
一時保管場所	江別市旧し尿処理場（江別市工栄町14番地の1）
その他	H26年度：実証試験 H27年度以降：実証試験の結果を考慮し実施（予定） 公共施設での回収時の事故等には十分に配慮する。

### (2) イベント回収

実施計画	随時
回収方法	江別市が開催する各種イベント会場において回収ボックス（ボックス回収用と同じもの）を市民への普及啓発を兼ねて設置し、イベント参加者が持参した小型電子機器等を回収する。
回収頻度	随時
一時保管場所	江別市旧し尿処理場（江別市工栄町14番地の1）
その他	H26年度：実証試験 H27年度以降：実証試験の結果を考慮し実施（予定） イベント回収時の事故等には十分な配慮をする。

### (3) 小型電子機器等の計量

業務内容：小型電子機器等の品目毎の分類及び計量

内 容：回収した小型電子機器等について、以下のとおり分類、計量する。

- 1 回収拠点ごと並びにイベントごとに小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条に定める28品目ごと及びそれらに該当しないもの等に分類し、計量する。
- 2 計量終了後、1の調査結果をまとめ、市に報告する。報告の方法は、市と別途協議して決定する。
- 3 小型電子機器等の分類及び計量に必要な機材、消耗品等は請負者が用意する。

なお、計量に必要な作業用保管コンテナ及び計量用はかりは、実証事業において用意する。

- 4 その他、計量実施について必要な事項は、市と別途協議して決定する。

想定回収量：事業期間内で約45.3t

実施場所：一次保管施設(詳細は、別途協議の上、決定する。)

回収拠点：6箇所

イベント：実証事業の期間内において2回実施(予定)

### 3. 中間処理、有用金属の回収

#### (1) 一時保管場所から中間処理業者工場までの運搬

- ・小型電子機器等は一定量が収集されるまでの間、江別市旧し尿処理場に設置する仮置き場に保管し、中間処理業者に引き渡す。
- ・引き渡した小型電子機器等は、中間処理業者が運搬し、中間処理業者工場内ストックヤードで保管。

#### (2) 中間処理業者工場における中間処理

- ・手選別工程において携帯電話端末、パーソナルコンピュータ、密閉型電池等の選別が行われた小型電子機器等からは、破碎、機械選別等の高度な選別工程を経て、有用金属等(鉄、非鉄金属、プラスチック、ミックスマetal等)を回収し、中間処理業者工場内に保管。

#### (3) 有用金属等の回収

- ・中間処理業者工場で回収された有用金属等は、再資源化等を業として行う者へ引き渡され、レアメタル等の金属回収、再資源化、熱回収が行われる。

#### 4. 住民への周知・啓発

- ・実証事業においては、広報誌、のぼり旗、チラシ等を利用した周知・啓発を実施する。
- ・そのほか、市の取組として、公式ウェブサイト、環境学習、出前講座等の開催による周知・啓発を実施する。